

議案第51号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月7日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町ごみ減量化推進協議会は、懇談会として整理し、要綱で設置することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

ごみ減量化推進協議会委員	〃	6,200円
--------------	---	--------

」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第51号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
職名		報酬額	職名		報酬額
(略)			(略)		
行政改革検討委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	10,000円	行政改革検討委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	10,000円
	その他の委員	6,200円		その他の委員	6,200円
情報公開・個人情報保護審査会委員	専門委員	10,000円	<u>ごみ減量化推進協議会委員</u>		<u>6,200円</u>
	一般委員	6,200円	情報公開・個人情報保護審査会委員	専門委員	10,000円
(略)			情報公開・個人情報保護審査会委員	一般委員	6,200円
(略)			(略)		